

原則的要求事項	運用ルール	暫定的な運用ルール	抽出された運用上の課題	抽出された課題の評価
<p>物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転したこと。(第11項①)</p>	<p>以下の場合、所有に伴う重要なリスク移転がないと判断される。(第16項)</p> <p>...</p> <p>・物品が据付けの必要な状態で出荷され、その据付けが契約の重要な部分であり、企業がそれをまだ完了していない場合</p> <p>...</p>	<p>当社の主力商品Xについては、商品売買基本契約において、所有権の移転は物品の据付けが完了した時と明記されており、第16項の運用ルールにも照らし合わせると、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転するのは、商品の据付けが完了した時点(いわゆる検収基準)であると理解される。</p>	<p>①商品の据付けを必ず確認しないと、売上計上できない仕組みを作る必要があるのか？ 決算整理で未検収の売上のみを取り消すような業務フローは認められないのか？</p> <p>②主力商品以外の商品Yについては、別のタイプの商品売買基本契約書が利用されている。また、商品の品質に問題が生じる可能性が少ないために、明確に検収の意思表示が示されない可能性がある。このような場合はどうするのか？</p> <p>③主力商品Xとその他商品では、販売条件があまりに違うため、商品群あるいは取引先毎に運用ルールの策定を行う必要があると考えられるが、それは認められるのか？</p>	<p>①については、最終的に同じ結果が得られると考えられるが、未検収のものを網羅的に把握するコストと売上計上までの業務フローを変えるコストをより慎重に比較検討する必要があると考えられる。</p> <p>②については、検収の意思表示がないような場合にまで検収基準が要求されるのかどうか監査法人の見解を確認しておく必要がある。その上で、業務フロー等の見直しを検討すべきであると考えられる。</p> <p>③については、当然そのようにすべきと考えられるが、グループینگ(事業部門・商品群・得意先など)をどのように設定するかが課題となる。</p>